

仕 様 書

1 業務名称

令和2年度学校非公式サイト等のネット監視業務委託

2 目 的

学校非公式サイトへの誹謗中傷の書き込み等が社会問題化している現状を踏まえ、インターネットを巡るいじめなどのトラブルから児童生徒を守るための対策が求められている。

児童生徒のトラブルの要因となっている学校非公式サイトやSNS等への書き込みの早期発見・早期対応と実態把握のため、ネット上の検索やトラブル対応に係る専門的な知識と技術を有する企業へ、検索・監視・報告業務を委託し、ネット上のいじめ等の未然防止や生徒指導の充実に努める。

3 履行期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

4 委託契約額の上限

12,009千円(税込)

5 履行場所

受託者の定める作業場所

6 調査対象

府内全ての公立小学校204校、公立中学校96校、義務教育学校1校、府立高等学校50校、府立特別支援学校11校(京都市立学校を除く)、私立小学校10校、私立中学校25校、私立高等学校42校

※学校の新設や統廃合により、校数が数校程度変動することがあります。

7 業 務

(1) 調査対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日までの期間

(2) 業務内容

- ① 各調査対象校に関する関連キーワードを用い、インターネット上に開設されているパーソナルコンピュータ及び携帯電話・スマートフォン等のサイトで開設されている「学校非公式サイト等※」の検索を1ヵ月で1周

程度実施すること。

※本仕様書でいう「学校非公式サイト等」とは

学校が運営する公式サイト及び当サイトからリンクされていないサイトで、児童生徒に関する投稿（書き込み）のある、個人サイト、掲示板、SNS、ブログ、プロフィールサイトなど、個人が Web 上に情報を掲載できるその他のサービスを含む。

- ② キーワードは 1 校につき 2 つ以上用い、一般的な検索エンジンを使用し調査を実施すること。

なお、検索に使用するキーワードは、対象全校よりアンケートを取り、各校の調査に最適と判断されるキーワードを設定すること。

- ③ ②の検索の結果を目視で確認し、不法行為や、児童生徒に関わるトラブルが発生しているもの、又はトラブルにつながる恐れのあるものを検知する。（ガイドラインについては京都府教育委員会等との協議により、必要に応じて作成する。）

- ④ ③により、不法行為や、児童生徒に関わるトラブルが発生しているもの、又はトラブルにつながる恐れのあるものと判断される投稿（書き込み）を危険度・分類別に整理し、具体的に報告すること。

なお、報告時期については、以下の基準をもとに行うこと。

ア 児童生徒の生命に関わるもの等、緊急性の高いもの：直ちに

イ 緊急性はないが、早期の対応が望まれるもの：週 1 回程度

ウ 緊急性はないが、必要に応じて対応すべきもの：月 1 回程度

（報告書に関するその他の内容については京都府教育委員会との協議により決定する）。

また、特に、調査作業において事件性が高いと判断される投稿（書き込み）や、犯罪につながる可能性が高いと判断される投稿（書き込み）を発見した場合は、至急、警察へ通報するとともに京都府教育委員会（私立学校の場合は、京都府文教課及び該当校）へ報告すること。

さらに、上記のような個別の報告に加え、危険度・学校別・地域別等に分類した集計データを、定期的に京都府教育委員会に提出すること。

- ⑤ ④の報告において掲載が不適切と判断される投稿（書き込み）は、京都府教育委員会（私立学校の場合は、京都府文教課及び該当校）と協議した上で、該当のサイト運営者（管理者）に削除依頼を要請するか、又は削除方法について該当の市町村教育委員会・京都府教育委員会（私立学校の場合は、京都府文教課及び該当校）に助言を行う。

なお、削除要請後、削除の履行状況について、定期的にチェックし報告するとともに、削除等が履行されない場合は、京都府との協議により対応策を検討すること。

- ⑥ 京都府教育委員会（私立学校の場合は、京都府文教課及び該当校）の

要請に応じて、京都府教育委員会、市町（組合）教育委員会、京都府文教課及び私立学校等が開催する携帯電話及びスマートフォンやインターネットについての研修会等へ年 10 回程度講師として参加すること。その講義内容等は、研修対象者に応じたものとする。

- ⑦ 履行期間終了後、直ちに業務完了報告書（検索・監視結果及び実態分析）を提出すること（報告内容については、京都府教育委員会等との協議による）。
- ⑧ 児童生徒や教員・保護者を対象とした、インターネット上のマナー・トラブルに関する啓発資料を、必要に応じ、データにて京都府へ提供すること。

8 提出書類等

- (1) 受託者は、作業日程・作業内容等を任意様式において作成し、履行期間中のネット監視業務を記録しておくこと。
- (2) 受託者は、上記(1)を基にした定期報告書を作成し、速やかに京都府教育委員会（私立学校の場合は、京都府文教課及び該当校）に提出すること。ただし、3月分については、履行期間終了後直ちに提出すること。